

令和7年度

伊江村 移住定住 応援給付金

U・Iターン対象

※Iターンは役場の
移住相談窓口の
相談をした方が対象

産業や地域活動の担い手に！

伊江島で村の産業や地域活動の担い手となるU・Iターンの方の移住定住を促進するために移住定住応援給付金を交付します。

移住定住応援金

沖縄県内から移住してきた世帯 5万円
沖縄県外から移住してきた世帯 15万円

※中学生以下の扶養する子供一人につき
5万円を加算



住宅家賃給付金

対象世帯が転入してから3年間ひと月最大1万円を交付
※支給は年度の四半期ごとです。
※移住定住促進住宅の入居者は対象外

総合体育館利用 メンバー会員

対象世帯全員に転入した年度の3月までの
年間メンバーズカードを発行



ウェルカム特産品

移住世帯へ島の特産品を贈呈

※写真はイメージです



対象者の要件

- ・ 転入日の時点で世帯主が50歳未満の者で、原則中学生以下の子供を扶養する者であること
- ・ 令和6年4月1日以後に本村に転入した者
- ・ 転入までの5年以内に伊江村内に住所がない者
- ・ 申請時において、転入後1年以内であること
- ・ 申請日から5年以上、定住する意思があること
- ・ 役場の移住相談窓口での相談または移住体験プログラムを利用した者（Iターン者のみ）
- ・ 地域住民との親睦を図り、地域活動に参加するために行政区に加入していること。
- ・ 世帯全員が、暴力団等の反社会的勢力または反社会勢力と関係していないこと。
- ・ 村長が移住支援金の対象として、不適切であると認めた者でないこと。

※デジタル田園都市国家構想交付金を活用した伊江村の「移住支援金」との併用はできません。

※転勤または地方公務員採用による転入は対象外です。

お申込み
お問合せ

伊江村役場 企画課

☎ 0980-49-5812

【連絡先】移住定住相談窓口

伊江島移住

